

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令及び道路運送車両法施行令の一部を改正する政令

## 案要綱

第一 軌道事業の特許を要する地域公共交通再編実施計画の認定の申請手続を定めること。（第一条関係）

第二 輸送施設の使用の停止等を国土交通大臣が命じた場合について準用する道路運送法の規定の読替えを

定めること。

（第二条関係）

第三 この政令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二

十六年十一月二十日）から施行することとする。

（附則関係）